



教 総 第 333 号  
平成25年 8 月21日

公益財団法人報恩会  
代表理事 石井 和男 様

静岡県知事 川勝 平太



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。  
平成25年 8 月21日から平成30年 8 月20日まで